

学童クラブ利用時間延長申請書

申請日 令和 年 月 日

杉並区長 宛

フリガナ	
申請者氏名 (保護者氏名)	
住所	〒 -

次のとおり、学童クラブの利用時間の延長を申請します。

児童氏名	
------	--

保護者氏名		続柄		続柄	
延長利用要件 にかかる 勤務の状況	就労証明書・状況申告書に記載された勤務時間		就労証明書・状況申告書に記載された勤務時間		
	時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分		
	シフト制の場合は要件にかかる日の時間を記載してください		シフト制の場合は要件にかかる日の時間を記載してください		
	該当する項目に✓を記載してください。		該当する項目に✓を記載してください。		
	☐ 上記のとおり、勤務の終了時間が17時を超えるため ※ シフト制等の場合はその頻度 ☐ 恒常的な時間外勤務があり、 上記の時間にこれを加えた時間が17時を超えるため ※ 就労証明書に記載された時間とその頻度 ☐ その他(遠距離通勤など) ※ 勤務地から自宅までの通勤経路及びその時間を以下に具体的に 記載してください。		☐ 上記のとおり、勤務の終了時間が17時を超えるため ※ シフト制等の場合はその頻度 ☐ 恒常的な時間外勤務があり、 上記の時間にこれを加えた時間が17時を超えるため ※ 就労証明書に記載された時間とその頻度 ☐ その他(遠距離通勤など) ※ 勤務地から自宅までの通勤経路及びその時間を以下に具体的に 記載してください。		

延長利用について

就労により帰宅時間が遅い保護者のため、通常運営日(月～金曜日)の利用終了時間(18時まで)を超えて、19時まで学童クラブを利用できる制度です。

■申請要件(延長利用の登録要件)

学童クラブの入会児童で、保護者双方の就労が以下の要件にある場合に、申請(登録)ができます。

- ① 勤務の終了時間(不規則勤務の場合は月～金曜日の間に1日以上)が、17時を超える場合。
- ② 勤務の終了時間は17時以前だが、恒常的な時間外勤務(▶12ページ参照)があり、これを加えた時間が、17時を超える場合。
- ③ ①又は②の要件が就労証明書等で証明されていること。

※ 就労以外の要件は対象外です。

※ 上記の要件に該当しないが、実情として遠距離通勤により帰宅時間が18時を超える場合は、別途ご相談ください。通勤経路及び通勤時間を確認させていただき、勤務の終了時間に通勤時間を加えた時間が18時を超えると判断できる場合は、遠距離通勤の例外として申請(登録)ができます。
なお、通勤時間は、以下により算出します。(保育園の送迎や買い物等を含めることはできません。)

ア 徒歩・自転車・自家用車・オートバイの場合は、距離計算等で直線距離を割出し、かかる所要時間を算出します。
(自宅―駅間、駅―職場間 等)

・徒歩の場合は、直線1kmにつき20分(時速3km)とします。

・自転車の場合は、直線1kmにつき10分(時速6km)とします。

・自家用車、オートバイの場合は、直線1kmにつき4分(時速15km)とします。

イ 公共交通機関(電車・バス)を利用する場合は、時刻表に準拠して算出します。

■利用できる日(月～金曜日)

申請(登録)が承認された方で、保護者双方ともに勤務がある日に延長利用ができます。

※ 保護者の一方が休日に当たる日は利用できません。

※ 産休の場合は、利用できません。

※ 保護者の方が早く帰宅できる場合などは、お子さんの負担を軽減するため、通常の時間内でお子さんが帰宅(5時帰り、6時帰りなど)できるようご協力をお願いします。

■料金

学童クラブ利用料(月額4,000円)の他に、延長利用料(月額1,000円)がかかります。

※ 登録されると、当該月に1度も利用が無かった場合でも月額料金が発生します。

上記の「延長利用制度」とは別に、通常運営日(月～金曜日)の利用終了時間(18時まで)を超えて、19時まで学童クラブを利用できる「スポット利用制度」もあります。スポット利用には、特別な要件はありません。勤務の終了時間等に関わらず、急な残業や用事など、保護者の方の必要に応じて、1回単位でご利用いただくことができます。